

改善計画書

2009年4月6日教授会承認

評価項目	種別	問題点	改善策
教育内容・方法等	勧告	1) エクスターンシップの制度が変更され、座学中心型のクラスに受講者の多数が集中しているため、その制度設計や講座の内容等に、実務実習科目としての実態が損なわれないよう工夫されたい。また、エクスターンシップ実施後の体験報告会を開催するなどにより、実務体験の共有化をはかり、守秘事務違反に関する法科大学院固有の規程を整備することが必要である(評価の視点2-9、2-10)。	・エクスターン科目としては「弁護士実務」のみ残す。大阪、兵庫各弁護士会の協力を得て充実した実務導入教育を実施する。 ・座学コースは別科目として開設する。ビジネスローに強いローヤー養成という本学法科大学院の理念に沿い、企業法務を軸に実践的実務的諸問題を学ぶものとする。 ・守秘義務違反に関する懲罰手続などを定めた。
		2) 貴法科大学院が設定する講義形式における法律基本科目および法律実務基礎科目の適正学生数60名は、2007年(平成19)年度には75名、93名、81名と適正学生数を大幅に超過した人数となっていた事態を考慮すると、クラス分割、また適正学生数の設定自体の見直しを行う必要があり、改善に向けた取り組みが強く求められる(評価の視点2-23、2-24)。	2009年度履修者数が50名を相当程度超える場合は、クラスを分割する。 なお、勧告の対象となった各科目(「統治機構」、「行政法」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ(B)」)については、2009年度は履修者数が50名以下又は若干超える程度となったため、開講は1クラスとする。
		3) 成績評価において、出席点を考慮要素とするのは妥当でなく、文字通りの「授業参加態度」として運用する必要がある。また、相対評価の実際の運用結果として、成績評価基準の設定方針に反する答案が見られるほか、「可」と「不可」の基準が教員の裁量に委ねられている現実は、厳格な成績評価という点で問題があり、改善を要する。成績開示の方法も含め、FD等を通じて成績評価における教員間の共通認識の形成から着手すべきである(評価の視点2-25、2-26)。	・成績評価は、100点満点で60点以上を合格とする。 ・成績は到達度確認のための中間試験と定期試験及び平常点によって評価することとする。なお、それぞれの割合を「3:6:1」とし、平常点の内容は、復習のための小テストやレポートなどとし、各担当教員が決定する。各講義とも5分の1回分の欠席があった場合、原則として定期試験の受験資格を認めないものとする(なお、出席自体は従前より成績評価の対象とはしていなかったが、授業参加態度(授業での発言、予習、復習)が出席点と同一のものであるような誤解を学生に与えかねないことから、かかる成果を到達度確認試験で評価するものとする)。 ・下記のように、FD委員会を設置することとした。
		4) FD体制について、自己点検・評価の一環として行っているのは、FDについての基本的認識に問題があり、委員会の設置など、組織的に取り組む体制作りを強く求める(評価の視点2-23、2-33)。	法科大学院内にFD委員会を設置し、FD活動が組織的・継続的に実行されるよう取り組みを進める。
問題点		1) 展開・先端科目におけるパッケージ科目については、特定の分野の学習を深める効果が期待できるものの、学生の科目選択の幅を狭めることも勘案すると、その再検討が望ましい(評価の視点2-1)。	・現在学習ガイダンスに記載しているパッケージ科目の履修方法等について、将来の法律家としてのキャリアを考えて選択する旨記載する。 ・展開・先端科目群において修了に必要な単位数は従前どおり20単位とする。うち、5つのビジネス関連法の中の一つの分野について、講義と演習をセットで履修するものとする。その場合、総単位数は最大でも10単位である(知的財産権法・経済法・国際私法)。残る10単位について、自由に科目を選択できるものとする。 ・本法科大学院の基本理念に照らして、ビジネスに対応できるローヤーの基礎力を段階的・重層的に養成する必要上、5つのビジネス関連法分野について、その中から一つの分野を選択し、講義と演習の連続的な履修をすることを修了要件に組み込む。
		2) 展開・先端科目の「公法特論」「民事法特論」「刑事法特論」については、その性格を明らかにしたうえで、授業内容および配置科目群の見直しが必要である(評価の視点2-1)。	・「公法特論」については、担当者・講義内容に即して法律基本科目群に移す。また、「民事法特論」「刑事法特論」は、「展開・先端科目」に相応しい内容として開講する。
		3) 模擬裁判、法情報調査、法文書作成に関して、その位置づけと意義について法科大学院としての共通認識を形成するとともに、独立科目として設置することや時間数の増加も含めて、見直しが必要がある(評価の視点2-6、2-7)。	・模擬裁判: 法律実務基礎科目群に検察官教官が担当する「刑事模擬裁判」を開講する。また、「刑事実務の基礎」においても、一定のコマ数をこれに充てる。 ・法情報調査: 各分野ごとに1コマ分コンテンツのある課題を提供する。 ・法文書作成: 各分野ごとに2~3コマを充てるものとしその内容をさらに検討する。
		4) 法学既修者に対する入学前教育が新司法試験検討会だけであり、法科大学院入学前の導入教育として適切な内容ではないため、内容の再検討が必要である。また、入学前教育を外部の弁護士に委ねる場合、法科大学院として内容を把握し、その運営を確認する体制をとることが必要である(評価の視点2-16)。	【内容についての改善】 ・法学既修者に対する講座の内容については、本学期末テストの問題等も使用し、新司法試験過去問の検討のみを対象としない。 【指導体制の改善】 ・自主ゼミ担当教員による内容のチェックを適宜行う。 ・専任教員による参観等を実施する。
		5) アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタントについては、自主ゼミにおいて、若手弁護士を中心に貴法科大学院独自の特別講師を採用して学習支援をしているにとどまる。また、特別講師として任用しながら、学習支援内容を把握していない体制は問題である(評価の視点2-18)。	(1)【学習指導について】 複数担任制を導入し、専任教員が全体として学習指導を行うシステムの強化を図る。また、成績不良者へも、担任によるより細やかな指導を引き続き実施する。 (2)【アカデミック・アドバイザー及びティーチング・アシスタントについて】 これらの体制については、今後検討していく。 (3)【自主ゼミの運営・改善について】 ・以上の学習指導とは全く別に、院生と弁護士などによる自主的な学習の場として引き続き自主ゼミを開講する。 ・ただし、自主ゼミ担当教員及び自主ゼミ講師とのミーティングを開催して内容のチェックを行う。専任教員によるゼミの参観を実施する。なお、自主ゼミは、院生の任意参加であり、かつ内容も院生の希望を反映したものであるため、実質的な授業コマ数の増加にはあたらないものであることを院生、教員双方が十分に認識理解するように努める。 ・演習系科目で行っているような事例問題の検討(起案・添削・講評)を双方向のやりとりをも取り入れつつ行う。 ・単なる受験対策とならないようにするため、従前から確認されている以下3項目の自主ゼミ運用方針について、再確認し、内容の徹底と改善を図る。 (運用方針) ①法曹としての実務に必要な専門的な法知識を修得しているか否かを、双方向的・多方向的な討論を通じて確認すること ②事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論・表現の能力等を修得するために、具体的な事案について、双方向的・多方向的な討論を行い、又は、法的文書を作成し、その検討を行うこと ③法曹に対する理解を深めるとともに、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するために、特別講師に実務における経験等について語ってもらうこと
		6) 双方向・多方向授業の実施がなされていない科目が見受けられ、双方向・多方向授業を行う工夫が求められる。また、授業アンケートにおいてもこの点に関する評価項目が存在しないことは問題である(評価の視点2-21)。	・講義科目についても、双方向・多方向を取り入れるような工夫をする旨、教授会で確認した。 ・演習系科目については、従来どおり双方向・多方向の授業を行うが、その内容については、更なる工夫・改善に取り組む。 ・授業アンケートの評価項目として追加する。

学生の受け入れ	勸告	1) 入学試験における合格者の選考方法・選考基準について、「入学試験要項」に「コース別に試験結果及び出願書類により、総合的に選考します」と記載があるのみで、「試験結果」と「出願書類」の点数の配分、「出願書類」のなかのどのような項目・資料が選考の対象となり、どの程度の点数配分になるのか、適性試験の配点割合など、配点準備および選考基準(総合評価)の内容が全く明らかにされていない。さらに、外国語の能力を重視されているようであるが、これと法科大学院選抜との関係をどのように評価するのか等、その評価基準が明らかでなく、その配点基準も公表されていない。	(1)【共通】 ・試験の実施について「入学試験実施委員会」を設けて適正な入試実施を統括する。また、別に下記のように「入学試験検証委員会」を設ける。 ・出願書類、科目試験の点数等全ての要素を点数化し、合否判定を行う。 ・各配点については、これを公表する。 ・適性試験については、30点に満たない者は、不合格とすることがあり得るとする。 (2)【既修者】 ・専門論文試験6科目の各科目配点と適性試験の配点をそれぞれ100点とし、合計700点満点で判定を行う。 (3)【未修者】 ・小論文150点、適性試験100点、各種要素(学部成績、学位、職務経歴、国家資格、社会的に有益な活動等、外国語能力)50点の合計300点満点で点数化し、判定を行う。
		2) 法学未修者コースの論文試験の題材として、法律の「条文」や「判例」の文章を使用することは、その設問の趣旨が文章の読解力や要点の把握力を見るものであるとしても、このような法律関係文書を読み慣れた者と初めて目にする者との間で差が生じうることを否定できず、出題自体が法学未修者コースの論文試験としては不適切である。非法学部出身者が不利にならない論文試験の題材の選定が必要である(評価の視点4-2)。	・特に、未修者試験の出題にあたっては、法学的知識に関わりのないものを題材とする。 ・出題内容点検のため、出題委員による作問後、その内容を委員会を設けてチェックする。
		3) 入学試験の際の出願書類について、法学未修者コースの受験生についても、「旧司法試験第2次試験の成績を証明する資料」の提出が可能とされており、その資料を法学未修者の入学試験における評価の対象に入れているのは、法律の素養・修得の度合いを法学未修者コースの選考基準の一要素として扱うことになるため問題である。法学未修者コースの受験生から上記資料の提出を受けないように、入試制度の変更と「入学試験要項」の記載の変更が必要である(評価の視点4-2)。	未修者コース受験生の出願書類から、「旧司法試験の成績」を削除する。
	問題点	1) 勸告として指摘しているように、入学試験の配点基準等の事前開示や試験科目の設定・出題に関して多くの重大な問題があることから、入学試験を含む学生の受け入れのあり方に関して継続的に検証するシステムの構築が望まれる(評価の視点4-10)。	入学試験を検証するシステムとして、「入学試験検証委員会」を設置し、毎年度の入学試験終了後検証を行い、その結果について教授会に報告し、改善を図る。
施設設備・図書館	問題点	1) 法科大学院棟におけるロー・ライブラリは、大学全体の図書館が充実しているとはいえ、その規模において、法科大学院棟を設けた意味を半減するものと評価される。したがって改善を検討することが望まれる(評価の視点6-2)。	現段階では、建物増築は難しい。今後、スペースの有効活用や、インターネットを使用した文献検索を推奨していく。
管理運営	勸告	1) みなし専任教員は、カリキュラムに関する事項の審議決定以外について、教授会の構成員として扱われておらず、みなし専任教員の法科大学院における役割を考えると、こうした取扱いは平成15年文部科学省告示第53号等の法令を引き合いに出すまでもなく、妥当でなく、改善することが求められる(評価の視点8-2)。	「甲南大学法科大学院教授会規程」を改正し、みなし専任教員の権限を限定していた項目を削除した。
点検・評価等	問題点	1) 自己点検・評価を行うにあたって、法科大学院全体として会議体で討論するなど、教員全体の情報共有により、どのような問題が指摘され、なぜ指摘されるのか、また、そうした問題に今後どのように取り組むかということについて、まとまった資料がない。また、データに間違いがみられ、その誤ったデータに基づいての自己点検・評価がなされている点は問題がある。今後の自己点検・評価の際において以上の点で改善が求められる(評価の視点9-1)。	・「FD委員会」並びに「自己点検・評価委員会」を設置し、問題の整理・改善について検討したのち、教授会に提案する。 ・それをうけ、従来と同様教授会において教員全員で情報を共有し、問題の解決を検討議論し、これを各講義の改善につなげるものとする。 ・授業アンケートの自由記載に対する対応については文書にて院生が閲覧するシステムを継続する。 ・特に問題のある投書などについては、新設するFD委員会が調査などを担当し必要な措置を教授会に提案する。
情報公開・説明責任	問題点	1) 「甲南大学学則」に基づき情報公開に努めているものの、情報公開についての規程が十分整備されておらず、情報公開に関連する規程の整備が望まれる(評価の視点10-2)。	「甲南大学法科大学院規則」を変更し、情報公開に関する内容を規定した。
その他	教員人事	「専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮」(3-11)について、『計画的に進めている』という内容が具体的に示されていない。	従来の人事採用に関する基本計画、基本方針を文書化し、教授会で再度検討した上で、確認を行った。
	修了要件		課程修了要件の厳格化を図る。修了要件として、94単位以上の修得と別に、GPAが一定水準以上であることを加える。これに伴い、成績不良科目の再履修制度を導入する。但し、再試験は従前どおり行わないものとする。

*以上は、2009年4月6日の教授会で確認した改善計画方針である。今後この計画に従って、法科大学院の学習指導、運用、組織面の改善を図っていく。なお、改善計画については今後とも検討を重ね、所要の修正などを加えていく予定である。